

西宮市立こども未来センター会議室使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）（以下「条例」）という。）及び西宮市立こども未来センター条例施行規則（平成27年西宮市規則第12号）（以下「規則」という。）に基づく、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）の会議室の使用にあたり、必要な事項を定める。

(使用許可の対象等)

第2条 使用許可の対象となる対象者は、センターの支援の対象となる子供や保護者に関連する団体、関係機関及び市長が適当と認めた団体とする。

2 使用許可の対象とする会議室の使用目的は、条例第1条の規定に規定するセンターの設置目的に合致する子供や保護者に関連する事業とする。

(対象となる会議室)

第3条 使用許可の対象となる会議室は、別表のとおりとする。

(使用時間等)

第4条 会議室の使用時間は、規則第3条第1項に規定するセンターの開館時間とする。

2 規則第3条第2項に規定するセンターの休館日は、会議室は使用できない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請の手続き)

第5条 会議室の使用許可申請の手続きについては、条例第8条第1項及び規則第6条に基づき、西宮市立こども未来センター会議室使用許可申請書兼許可書（様式第1号）（以下「申請書兼許可書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、条例第8条第1項の許可を行う場合、申請書兼許可書を交付する。

(遵守事項)

第6条 会議室を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 使用終了後は、部屋、設備及び機器を使用前の状態に戻すこと。
- (6) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消す。

- (1) こども未来センターにおいて、使用物件を災害対策等公共の用途として必要とする場合。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 条例第8条第2項各号に該当する行為があったとき。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に規定する暴力団を利することとなると認めるとき。
- (5) 前条各号の遵守事項に反する行為があったとき。

(損害賠償)

第8条 会議室を使用する者が、故意又は過失により施設又は設備を滅失又はき損させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

室名	使用可能人数	使用可能機器
地域交流室 (3階)	18名	・ホワイトボード
研修・図書室 (3階)	12名	・ホワイトボード
会議室2・3 (4階)	90名	・プロジェクター ・スクリーン ・音響設備 ・演台 ・花台 ・ホワイトボード